

多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について

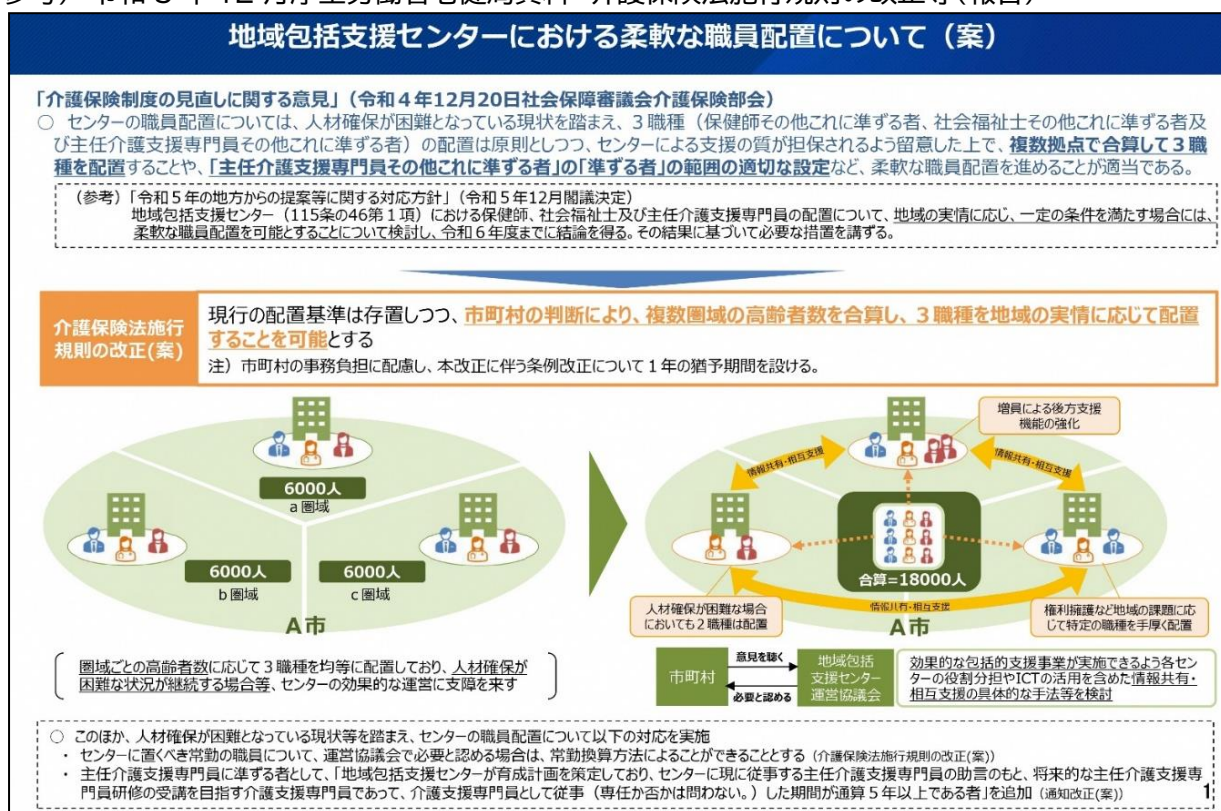
1 改正の経緯

- ア 高齢者人口に応じて、地域包括支援センターに配置する職員の数の規定しているが、今後、現在の規定より高齢者人口が増える見込みのエリアがある。
- イ 令和6年4月の介護保険法施行規則の改正により、地域包括支援センターにおいて柔軟な職員配置ができるようになった。

2 改正の概要

- ア 地域包括支援センターの職員数について、担当する区域の第1号被保険者数が 12,000 人以上になった場合に対応できるよう表記を修正する。
- イ 地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。
- ウ 地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数圏域を合算して3職種の常勤職員の員数を配置すれば、当該区域内のそれぞれの地域包括支援センターは3職種の配置の基準を満たすものとする。この場合、1センターに2職種は必須。

(参考) 令和 5 年 12 月厚生労働省老健局資料 介護保険法施行規則の改正等(報告)



3 上程

令和7年3月議会

4 施行予定日

令和7年4月1日

5 基幹型地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置の規定適用について

【現状】

高齢者数の増加により、全国的に介護支援専門員が不足しており、特に主任介護支援専門員は人員確保が難しい状況にある。

また、主任介護支援専門員は、専任の介護支援専門員の経験が5年以上あることが要件となっており、プランを作成しない基幹型地域包括支援センターでは、要件を満たせない。

【検討事項】

令和6年4月の介護保険法改正により、圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することが可能となったことを受け、基幹型地域包括支援センターの主任介護支援専門員について、この改正を適用させたい。

介護保険法では、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、その適用ができることとされているため、ご意見、ご協議いただきたい。

なお、多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例が議決された場合、施行日となる令和7年4月1日からこれを適用することとしたい。